

介護支援 ボランティアポイント事業

春日部市では、65歳以上の方がボランティア活動を通じ、地域貢献や社会参加をすることで、ご自身の健康増進や、いきいきとした地域社会づくりを目的に、介護支援ボランティアポイント事業を実施しています。

【対象者】

春日部市に介護保険料を納付している春日部市在住の65歳以上の方

【介護支援ボランティア手帳交付場所】

- ・春日部市役所介護保険課地域支援担当（本庁舎2階）
- ・第1～第8地域包括支援センター
- ・庄和総合支所福祉・健康保険担当

（介護保険被保険者証をお持ちください）

【事業内容】

市内の指定された施設等で、ボランティア活動を行った際に、「介護支援ボランティア手帳」にスタンプを押します。スタンプ数に応じて翌年度に市内共通商品券と交換することができます。

※限度額は、年5,000円分

【活動内容】

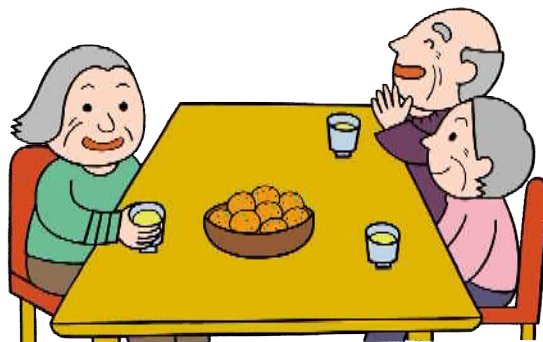
○市内受入施設による下記のボランティア

- ・レクリエーションなどの指導、参加支援
- ・お茶だし、食堂内での配膳及び下膳
- ・散歩、外出、館内移動の補助
- ・芸能披露
- ・施設利用者の話し相手 など

○春日部市そらまめ体操の普及に関する活動

○春日部えん JOY トレーニングにおける団体でのサポーター活動

○春日部市フレイルチェック事業に関するフレイルサポーター活動



～介護支援ボランティアの登録から 商品券を受け取るまで～

① ボランティア登録をします	「春日部市介護ボランティア登録申請書」に記入し、おもて面の「受付場所」へ提出してください。「介護支援ボランティア手帳」をお渡しします。有効期間は登録年度の3月31日までです。
② ボランティア活動をします	ボランティア活動をする際は受入施設（事業所）へ連絡し、活動日等を調整してください。活動内容についても施設ごとに決められていますので、それぞれの施設で確認してください。
③ 手帳にスタンプを押してもらいます	ボランティア活動後、活動をした受入施設（事業所）に介護支援ボランティア手帳を提示し、施設名・活動日を記入のうえ、スタンプを押してもらいます。※1時間程度の活動で1スタンプを押します。1日の上限は2スタンプです。
④ 集めたスタンプを評価ポイントに変える申請書類を受取ります	年度末になりましたら登録されている方に「春日部市介護支援ボランティア活動評価ポイント交換申出書」を郵送します。集めたスタンプを評価ポイントに変えるために、申出書に必要事項を記入してください。
⑤ ポイントに応じて市内共通商品券と交換します	「春日部市介護支援ボランティア活動評価ポイント交換申出書」と「印鑑」「ボランティア手帳」を持って、指定した期間内に市役所介護保険課地域支援担当（本庁舎2階）へお越しください。評価ポイントに応じた市内共通商品券をお渡しします。



お問い合わせは

春日部市役所 介護保険課 地域支援担当

電話 048-736-1119